

# 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人高知西南福祉協会

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知西南福祉協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めたものとする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、主たる事務所に月11日以上、法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当、宿泊費含む）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給等)

第3条 評議員並びに常勤役員及び非常勤役員には、その職務の対価として、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

- 2 常勤役員の報酬の支給時期は、職員の給与支給の例による。
- 3 評議員及び非常勤役員の報酬の時期は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月15日までに支給する。
- 4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (常務理事兼事務局長の給与等)

第4条 事務局長を兼務する常勤役員（以下「常務理事」という。）には、別表第2に定める給料を支給する。ただし、施設長で常務理事を兼ねる場合は、勤務内容は職員就業規則を適用する。

- 2、前項の支給方法、支給の基準等は、職員の給与支給の例による

## (費用弁償)

第5条 役員等（常勤役員を除く）が評議員会、理事会又は監事監査若しくは理事長の要請により、市内外で開催されるその他の会議等に出席した場合は、別表3に定める額を費用弁償として支給する。ただし、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。

- 2 費用弁償の支給時期及びその方法は、報酬の例による。
- 3 役員等が、法人の職務のため旅行した場合は、別紙3に定める費用弁償に関する支出表に定める。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

## 別表1 報酬

区分	役職	単位	報酬の額	備考
評議員	評議員	日額	5,000円	評議員会出席につき
常勤役員	理事長	月額	105,800円	月11日以上勤務、就任が月の途中で当該月の執務日数が11日未満場合、当該月の報酬は日割り計算とする。 (計算式 月額/11×執務日数)
非常勤役員	副理事長	年額	78,000円	新規就任7ヶ月以上在任期間を充たす場合 当該年度12月支給。非の場合 年度末3月
	理事	日額	5,000円	理事会及び評議員会出席につき
	監事	日額	5,000円	理事会、評議員会及び監事監査出席につき

## 別表2 給料

区分	単位	給料の額	備考
常務理事兼事務局長	月額	85,800円	1月当たり11日以上勤務。ただし、施設長が本職を兼務の場合、職員給与規程の例による

## 別表3 費用弁償（旅費、交通費）に関する支出表

項目	支給額		
交通費	バス、車賃(特定車両含む)、 自動車料金の実費	*市内 バス路線ない場合 車賃@220円	
旅費日当 (日帰り)	法人の指示による旅行 命令による	市内(8時間以上又は行程50km以上)	1,000円
		四万十市、大月町、三原村	1,000円
		南予(愛南町)	1,000円
		土佐清水市、黒潮町、四万十町	2,000円
		南予(宇和島市内)	2,000円
旅費宿泊料 及び日当	法人の用務で宿泊の場合 宿泊費 県内 8,000円 県外 10,000円	片道100km以上	5,000円
		県内	2,000円
		県外	3,000円